OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	歴史の法 ： 日本における司法通訳の現状についての一考察
Author(s)	沈, 恬恬
Citation	文化/批評. 2018, 9, p. 97-115
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75741
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

歴史の法

―日本における司法通訳の現状についての一考察―

沈　恬恬

Der Chronist, welcher die Ereignisse hererzählt, ohne große　und kleine zu unterscheiden, trägt damit der Wahrheit Rechnung, dass nichts was sich jemals ereigner hat, für die Geschichte verloren zu geben ist. Freilich fällt erst der erlösten Menschheit ihre Vergangenheit vollauf zu. Das will sagen: erst der erlösten Menschheit ist ihre Vergangenheit in jedem ihrer Momente zitierbar geworden. Jeder ihrer gelebten Augenblicke wird zu einer citation à l' ordre du jour-welcher Tag eben der jüngste ist.

―Benjamin, Walter[1]

出来事の大小に区別を付けずに、そのまま列挙してゆく年代記の作者は、そうすることによって、かつての出来事は歴史にとって、何ひとつとして失われたものと諦められることはない、という真理をおのずと考慮に入れている。もっとも、みずからの過去を完全な姿で手中におさめるのは、救済された人類にしてはじめて可能なことだ。つまり、救済された人類にとってはじめて、みずからの過去がそのどの瞬間においても呼び戻されうるようになっている。人類の生きたどの瞬間も citation à l' ordre du jour というような日になり、またそれは最後の審判の日である。

―ヴァルター・ベンヤミン[2]

A chronicler who recites events without distinguishing between major and minor ones acts in accordance with the following truth: nothing that has ever happened should be regarded as lost for history. To be sure, only a redeemed mankind receives the fullness of its past-which is to say, only for a redeemed mankind has its past becomes citable in all its moments. Each moment it has lived becomes a citation à l' ordre du jour-and that day is Judgment Day.

―Benjamin, Walter[3]

1．越境者[4]

1－1．法廷、あるいは、問題の所在[5]

2016年9月9日、大阪地方裁判所202号大法廷における「大阪・花岡中国人強制連行（平成27年（ワ）第6388号事件）」の第4回公判時の出来事だった。通訳者の沈黙に対する傍聴席からの強い抗

議の中で、裁判長は通訳者に確かめざるを得なかった。「通訳人[6]、いまのアドリブも訳しましたよね？」通訳者の返事はなかった。期日の前に、弁護団が作成した関係資料を通訳者に渡したにも関わらず、当日通訳者が通訳した内容は、陳述者が陳述した内容と全く噛み合っていなかった。陳述書の最後の部分も、陳述者の最後の訴えの言葉である「アドリブ」も、通訳者は訳せなかった。なぜだろうか。それは、「中国語」と「日本語」という言語の壁を乗り越えられる者だと思われている通訳者が、陳述者の楊瑞芬さんの使用する中国河北地域の「方言の壁」を乗り越えられなかったためではないかと、筆者は考える。

この経緯を踏まえ、弁護団は2017年11月28日の第11回公判における花岡事件の最後の生き証人で原告の李鉄垂さんの証人尋問では、通訳者の変更と補助通訳者の設置という要望を大阪地裁に提出した。要望は認められた。そして、当日の公判は、通常の証人尋問では見られないややイレギュラーな形式で進行した。証人が95歳の高齢であるため、すぐそばでの看護師と家族の付き添いが許可された。尋問の進行中も、時々、看護師や家族による「大丈夫か」とか、「休憩しようか」といった小さなアドリブが聞こえていた。ところで、この3時間にも亘る長丁場の証人尋問の現場では、裁判手続きに従った補助通訳者の発言があったことに加えて、もうひとつイレギュラーな部分があった。それは、李さんは楊さんよりも訛りの強い河北方言を使っているため、「北京語」（標準・共通・公用中国語）以外には精通していない通訳者に向かって、本来付き添いのみ許可されているはずの看護師と家族が、勝手に単語の説明をする場面だった。このような場面は、何度もあった。法廷には、正式の手続きを経ない複数の通訳者がいた。

これらの事例からどういった問題が見えるのか。まずひとつは、通訳者の言語力の問題である。通訳者は、通訳するある標準言語の方言も知っておくのが望ましい。しかし、もし、その方言が単語のレベルだけではなく、文のレベルまでも独自の体系を成している場合、それをもう一つの言語と見なすことができるのではないか、というような疑問を言語学者は呈するだろう。となると、法廷という特殊な現場においては[7]、通訳すべき言語の分類をどこまですべきかについて、一度厳密に設定し直す必要がある。これは、ある言語に精通する通訳者の選別よりも、先に行われなければならない。

二つ目の問題は、後で判例についても少し言及するが、仮に言語の分類（標準語・地域語・方言）が厳密に行われたとして、その言語を正確に通訳する通訳者が見つからない場合、当事者らのそれぞれの権利が侵害されたことになるのか、ということである。侵害されたとしたら、通訳者にその責任を帰するべきか。それとも、この侵害は、司法制度の不完全によるものと捉えるべきか。法廷における通訳言語の正確さが問われていることは、その正確さこそが、法の公平性と権威性を体現し、保証するものであると筆者は考える。証言が「陳述書」として、裁判プロセスそのものへ持ち込むための手続きの形式自体が、すでに厳格に規定されている。それゆえ、法はこの生まれつきの公平性と権威性によって、常にひとつの正しい命令・規定・発話の主体として、その主体に触れた者らに、法廷という終着駅に向かう証明を求めることは可能である。

だが、三つ目の問題は、法はどのようにして、法廷における通訳言語の正確さを検証するのか。この問いは、判例を再び言語学者に差し戻し、言語を規定するというような規範性による正しさについての検証をすべきだと言っているのではない。強調したいのは、法が言語を以て自らの実在性を証明

する構造になっているのであろうが、言語（通訳言語の正確さ）を証明すること自体は、どの法に依拠し、どの条項に該当し、また、それらによって証明されうるのか、ということである。このことは、法廷手続き自身の根拠の正当性が問われる「毒樹の果実」[8]論に関わる。また、これは、公判時の傍聴者側の騒めきは果たして通訳者に対してどういう正しさを求めているのか、という問いにも関わる。

傍聴席にいた人々の全員が「北京語」を理解できない。まして単語も音声も全く異なる河北方言も含まれた陳述となるとなおさらのことである。にもかかわらず、傍聴者らは、明らかに自分らの分からない言語には何らかの標準の正しさがあると確信している。それに、その正しさを守ることができなかったのは、他でもなく、通訳者だった。しかし、この言葉をこう訳すべきという正しさについての確信という想像は、個々の傍聴者が自ら理解したつもりの「北京語」との、この訴訟の事実関係との、それぞれの必ずしも等しくない距離のなかで、なされているのではないか。

言語の正確さは、ある特定のルールによって判定されるものではなく、多様で包括的なルールのせめぎ合いのなかで選び取られる最も現状に沿ったひとつの「表現」に依拠する。表現は、予め与えられた範囲の中からひとつの対応する言葉を選び取ることではなく、対応可能な範囲を最大限に拡大していく原動力である。このような拡大された意味に基づいた表現力が、法と法廷の本来の姿であり、「法的救済」の可能性でもある。

以上で行った問題設定のうち、第一と第二の問題については、後述する先行研究がさまざまな角度から論じてきた。ただし、これらの先行研究の主な関心は、あくまで、司法制度における言語学ないし、法を前提とした言語がどうあるべきかである。いわば、「法言語学」（forensic linguistics）[9]の誕生と成長を祝福する宴である。そこに集められていたのは、救済されうる権利が如何に通訳された言語を通じて、より法的に正しくあることに対する追求によって実現されるのかについての研究である。司法通訳に対する認識も、このような法的正しさの範囲のなかで、要求されている。

筆者が本稿で重点的に考えたいのは、三つ目の問題である。通訳された言語を正しい・正しくないと判断する根拠と法的思考との関係である。おそらく、この第三の問題は、法律学と言語学という社会科学だけの問題ではないため、人文科学をも動員しなければならないという、小田格の指摘と重なる部分がある[10]。さしあたり、ここでは、傍聴という形式を持つ、人文科学における「歴史学」の視点を入れておく。

本稿の構成についてである。本稿は、日本における司法通訳（研究）の短い歴史を概観しつつ、第一と第二の問題に関係する先行研究や資料（判例・物語のテキスト）を、現在進行中の社会的な動きと照らし合わせて、その間にある問題点を浮かび上がらせる。

社会的な動きというものは、自発的な発話の形によって形成されるかのようにみえるが、実は、多くの法律上の発話によって可能となっていると理解できる。例えば、国境を定め、越境を実現させることとそれに関わる法令のことや、「外国人」という分類、「外国人労働者」、「技術実習生」のような身分の創設などは、法の制定及び法の懲罰の言語の内に属している。法に規定された言語は、それを通じる者らに歴史認識を共有させる。しかし、問題は、そのような定めるところによらない場合、現行法やひとつの社会的に通じる言語の規範的意味に属さない場合の現象に対応できるように、現行法を廃止し新たな別に定めるところという言語表現を創設するのか。法と言語とのこのような制限し合

う関係性を解釈する視点が司法通訳に存在しているとは考えられないのか。

本稿の形式についてである。本稿は、司法通訳を言語学や司法制度、あるいは、法言語学などの既存の枠のなかで、ただ単に捉え直し、解釈し直すことから、解放する試みである。各章に付けるタイトルは、互いに通訳・解釈の可能性を持つルールのもとで、別の表現によって翻訳されていると見ることができる。ただ、それぞれの表現は、言語上の意味合いをも制限し合っている。そのような制限的な関係は、実に言語ないし法の持つ二重性に従っている。ここでいう二重性とは、これでもいいとそれでもいいだけではない、これもだめあれもだめということでもいいという言語上の反復による意味上の昇華である。

本稿の意義についてである。本稿は、新しい論理的な可能性を提示するものではない。あくまで、かつてベンヤミンが「歴史哲学テーゼ」の第Ⅲテーゼのなかで問おうとしている歴史の法（概念・法則）についての実践的な一考察にしかすぎない。なお、司法通訳と歴史とベンヤミン第Ⅲテーゼとの内的な関連に関しては、本稿の全体の理論設定と形式表現を通じて表現したうえで最後で論じたい。ここで結論を先取りすれば、それは、誤訳と「不訳」（訳せないこと、訳さないこと）がいいという投げ捨ての態度ではなく、訳せないもの、訳し得ないものこそが、もう一つのルール（正しさ）を要求している、ということである。

1－2. 解釈

言語が記号であり、その記号には指示する内容があるということを、言語学上の正しい命題としよう。法が指示する言語は、裁判所法第74条によれば、「裁判所では、日本語を用いる」。刑事訴訟法175条の「通訳」及び、177条の「翻訳」によれば、それぞれ、「国語に通じない者」と「国語でない文字又は符号」の「要通訳性」を認めている。ここにおいて、言語学上の疑問が既に生じる。裁判所法で用いられる「日本語」は刑事訴訟法が求めている「国語」に等しいのか。これについて、以下のような指摘がある。裁判所法上の「日本語」は、言語学上定義されている日本語を指し、日本国籍を有する者の使用する言語がすべて日本語というわけではない[11]。例えば、日本国籍を有する者が使用する言語のひとつである方言が、言語学上において、日本語である場合もあれば、日本語でない場合もある。また、それを方言なのか地域語なのかと判断することに大いなる政治性が潜んでいる[12]。

他方、法律の条文に沿って言えば、言語学上の日本語に該当しなくても「国語」と見なすことができる場合もある。このような見なし方を根拠づけているのは、使用言語に対する要求がなく、血縁（養子を「疑似血縁」だと考える）ないし婚姻関係、もしくは、帰化といった要件の充足さえすれば、日本国民になれるという考え方を持つ日本の国籍法である。国籍と言語（「国語」）とは、一致しない構図が法的に用意されているけれども、この二つの概念は社会的文脈の中で重なる。

以上のような少し理解に窮する解釈の余地のある国語（民）という概念もあるためか、2009年5月に日本の裁判員制度が実施された後、青森地裁や岐阜地裁で裁判員たちが使用している普段着の言葉である方言が裁判官に通じなかった事案について、立ち入った議論は見られなかった。本来ならば、このような現象は法と言語との関係の基礎を揺るがすものと考えてもいいはずである。が、わかりやすい裁判のために、方言は市民の言葉に分類され、日本国籍を有する者に通じるべきものだと認識さ

れている[13]。裁判員裁判から浮かび上がった方言問題は、疑われていない者、かつ、同じ日本国籍を有する同士による会話であるため、いわば、安全性を共有されている（ことを想定されている）ので、さほど深刻な問題ではないと思われがちである。しかし、このような、「罪」を認定するか否かという「罪が存在する」前提としての刑事訴訟に全員参加を呼び込もうとする文脈の設定は、法的に無関係な国籍と言語の二つの概念を絶妙な形で噛み合わせたのである。

戦後まもなく起きた裁判において、通訳を付すかいなかの判断は裁判所の指揮権の範囲にあるとされた事例がある（大阪高等裁判所 1952 年 1 月 22 日高刑集 5 巻 3 号 301 頁）。「朝鮮人らは日本語が通じても、十分に自己の意思を発表させるため法廷で母国語を使用する」といった主張に対して、裁判所は、「国籍のいかんにかかわらず、日本語に通ずる場合には日本語を用いさせ、用語の自由選択を許さないことは、憲法 21 条 1 項の定める表現の自由の保障に違反しない」とした。

この判例における憲法上の表現の自由に違反しない「要通訳性」は、国際人権規約 B 規約 14 条 3 項（a）でも言及された当事者の理解する言語で罪の理由及び性質を告げる規定とも矛盾しない[14]。しかし、本来、単純に言語学的な現象として考えるべきものである要通訳性は、法規定とともに、一種の外部性に直接に結びつけられている論理の傾向を生み出している。このような外部性を巧妙に構成したのは、内部を最初から定義できる法の権威性から由来していることは無視できない。「裁判所では、日本語を用いる」という文言に、逆転勝ちが不可能な論理が実在している。すなわち、裁判所で使用しうる言語は日本語しかない。そもそも「要通訳性」は存在していない。法は、法廷における言語選択の権利を誰にも与えていない。もちろん、法廷自体もこの定義によって言語選択の権利を失う、かもしれない。しかし、少なくとも言語選択の権利を与えない権利を法がすでに持っている。

最近の出来事として、小田格は、捜査段階において広東語を第一言語とする被疑者に対し北京語および英語による通訳がなされた事案につき有罪立証が不十分として無罪となった比較的新しい裁判員裁判の事例を挙げている（東京地方裁判所 2011 年 1 月 24 日未登載）。小田格は、漢語方言を中心とした通訳言語の選択問題に関して、その事例の判決は、外国人被疑者・被告人の日本語の能力運用能力に対する判定および付すべき通訳の言語については直接的かつ明確に言及した唯一の判例であるとしているうえ[15]、それを肯定的に評価すべきものであると指摘している[16]。

法律学と言語学としての司法通訳の意義を考察したところは十分である。言語学上においても、青森方言や岐阜方言に「日本語」が対応しきれないことと同じように、北京語は広東語に対応しきれないし、英語も広東語に対応しきれるものではない。また、法的に捜査段階で収集されたそもそも対応しきれない言語を法廷での証言とすること自体が、証拠能力を失うので、司法通訳の立ち位置が再び問題になる。

しかし、通訳言語の選択権の配慮はされるけれども、判断権限は裁判所にある。すでに述べたように、日本語（力）についての云々は、日本の国籍上の合法性があるか否かは問われていない。国籍についての云々も、言語が基準ではなかったはずである。にもかかわらず、この事件は「日本語能力」と「外国人による犯罪」という文脈に帰属させられている。つまり、言語が通じているか通じていないかについての判断は、なにか曖昧な「別に定めるところによる」のである。この曖昧さこそ「越境」という問題を考える上で重要な原理とである。越境の要件は、言語上において構成される。法規定に

対する解釈だけで成り立つことが可能である。皮肉にもなるが、「解釈」は「通訳」と同じ英単語（interpretation）に「翻訳」できる。

先述した朝鮮人の事例の歴史的な文脈をもう一度考えたい。越境者は必ずしも「犯罪者」になるとは限らない。けれども、出入国管理及び難民認定法などにおいて、その越境の方法や身分を、時には時系列的に、時には構造的に分類している[17]。越境は、無法か不法かの判定によってではなく、絶えず法が作り出すプロセスのなかで実現される。日本語か国語かの概念に敷衍すれば、外国人は国民ではないものの、「皇民」や「満州国民」だった経緯がある。それらの国民は。国のひとつの地方の民であった。その地方では、日本語という公用語があっただろうが、国の文脈のなかでは、単なる方言だったと強引に解釈することも可能である。

1−3. 原理

言語が通じるのかどうかの判断が、法規定に対する解釈行為に委ねられている。言語の分類の外で、法律上通用する者が境界線の内に来る。法律の分類の内で、言語上通じない者が境界線の外へ行く。この法律なら通じても、別の法律では通じないので、内の者はいつでも外へ越境する。その反対も同じである。外の者はいつでも内へ越境する。法律は言語を通じて、対象を規定し包摂していきながら、排除する。排除しながら、包括する。けれども、この運動法則はひとつの正しい前提のもとで行われる。この前提の正しさは、使用言語を規定する主体側の需要に基づく。これは、司法通訳についての研究が刑事事件の研究に特化している傾向を理解する手かがりにもなる。

曰く、民事関係の訴訟は、法が紛争する当事者とは別に第三者の立場から紛争を調停するが、金銭などの解決手段が想定される。これに対して、刑事関係の訴訟は予定調和された社会の平和（を表す国家権力）への侵害という原則から論理を立てる。被告・被疑者は予定調和への侵害者として見なされる。しかし、法が平和と理想を代表し、かつ、言語上の「指揮権」を行使しているだけなら、法は公平と公正の第三者になれない論理に置かれることになる。内と外との関係でいえば、法は解釈（通訳）可能な者を内へと巻き込みながら、その外を作り出している。これは一種の統計の理論を生み出すメカニズムでもある。「特に、刑事政策上問題となっている事柄を紹介する」法務省平成29年版『犯罪白書〜更生を支援する地域のネットワーク〜』の統計に注目する。

「平成28年における外国人新規入国者数は，2,109万2,975人であり，前年比329万6,828人(18.5%)増と大きく増加し，過去最高となった。地域別に見ると，アジアが83.7%を占める。在留資格別では，観光等を目的とする短期滞在が98.0%を占め，そのほかでは，留学（0.5%），技能実習（0.5%）の順であった」…「平成28年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は，3,509人（前年比2.6%減）であり，有罪人員総数に占める比率は6.1%であった。」…「平成28年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は，2,654人（前年比2.2%減）であった。通訳言語は40に及び，内訳を見ると，中国語758人（28.6%），ベトナム語548人（20.6%），ポルトガル語242人（9.1%），タガログ語236人（8.9%），英語174人（6.6%），スペイン語147人（5.5%），韓国・朝鮮語138人（5.2%），タイ語126人（4.7%）の順であった。」…「平成28年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲

役・禁錮に限る。）は，2,452人（前年比3.3%減）であり，全部執行猶予率は，全罪名では85.6%，入管法違反を除くと82.2%であった。」…「なお，同年における被告人通訳事件で，一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は1人であった」[18]。

本来、統計は研究における分類の方法のひとつに過ぎないと考えるのが妥当である。現在、統計は研究の根本的な前提ないし原理となりつつある。管見の限り、司法通訳について言及した研究は、法律学と言語学の分野上の区別があるとは言え、ほぼ例外なく上記のような統計を引用し、ひとつの統一的な書き出しで始まる。その書き出しに隠されたロジックはこうである。外国人入国者数（外国人による脅威）の増加によって、要通訳性に備える緊張が高まる。つまり、要通訳性の需要が生じるのは外国人の増加のためだと、これらの研究では理解されている。しかし、実際、日本国籍を持たない者は、言語力ではなく、婚姻などによって生計を立てらえるかどうかといった経済的物的な要件に充足すれば、法的手続きを通じて日本国籍を取得できる。

むろん、きっと数多くの研究の出発点は、数字が増えたことだけを要通訳性の理由としていないだろう。平成29年の統計にもあったように、外国人による犯罪件数の数字は下がった。外国人の中に何人が帰化などで日本国籍を持つ者になったかは別として、計算上残された外国人の「被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は1人」だった。それでも、司法通訳は重要だと主張したい場合、統計との距離をどうとるべきか。どのようなより根源的な問題が、司法通訳に潜んでいるのか。繰り返しになるが、法は、内か外かを作り出す言語の主体となると、その公平さを失う。法のもとでは、「誰でも」という文言を、「より多くの人」で解釈することは危険である。ただ一人でも「法外」的な存在になると、法はただ一人のために、どうのようにして自らの公平性を守るのか。

2．通訳者

2−1.「単純労働」に従事する者として

すでに論じたように、日本における司法通訳への注目は、原理的に結び付けられた統計の論理のもとで生まれた。この論理によれば、司法通訳は80年代以後急速に進んできた国際化に伴う越境する者（と物）の増加の結果として、外国人労働者の人権とともに重要視されるようになった[19]。しかし、戦前も戦中も戦後も国際化は途絶えたことがない。また、国際化の実現は基本的に単純労働しかできない者の受け入れの拡大と関連する。となると、問わなければならないのは、そもそも、統計の数字にのぼった外国人労働者数はどのように増加したのか、この増加も法の指揮権の内だったのではないか、といったことである。労働力がきっかけで、国賠訴訟となった中国人強制連行の事例を考えれば分かるように、法は、外なる者の合法的な越境を増やしつつ、外なる者そのものの外部性としての要通訳性をも強調している。

2018年において、「観光開国」だけではなく、「外国人材の受け入れ拡大のために、新在留資格を創設する」という「労働開国」の骨太方針の原案が発表された。その方針は、2025年度の基礎的財政収支を黒字化する目標とも重なっている。また、これは「技能実習制度修了者」などを対象とする最長5年の在留資格である。ただし、日本政府がこれは移民政策とは異なる政策であるとも言明している。この「技能実習制度」にはどんな問題があるのか。

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」）は、2013年6月20日、「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」を取りまとめ、6月26日付けで厚生労働大臣・法務大臣に提出した。その後、同会は2015年2月27日付けで「技能実習制度の見直しに関する有識者懇談会報告書に対する意見書」も取りまとめた。外国人技能実習生制度は直ちに廃止すべきであり、実習期間の伸長と対象職種の拡大には反対であると表明した。また、非熟練労働者の受入れに当たっては、労働者に対する人権侵害を生じさせる構造的問題があると指摘し、何度もシンポジウムを開催した。ところが、2017年11月1日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行された。

1.3で引用した法務省入国管理局のデータを見れば分かるように、平成28年における外国人新規入国者を在留資格別に分類すると、「技能実習」と「留学」の割合はともに0.5%だ。この割合が示している原理は、かつての80年代の「留学開国」とも同じものではないかと筆者は考える。労働現場における最低限に必要な言語による意志疎通が求められる。技能実習による労働は国の財政の黒字化に貢献できるなら、その該当者自身の生計を立てる手段にもなるはずである。ただ、国籍の獲得「技能」（資格要件）とは違って、技能実習生が生計を立てる技能の中に言語力は含まれる。しかし、2013年の「日弁連」の意見書のなかにあった技能実習生らの言語力も実にあまり高くない。もし、統計の論理が正しければ、「犯罪」は再びこの言語力に基準を設けていない技能実習による外国人労働者と連動するのだろうか。言語上、通じない者たちは、法律によって、実習者として入国できる。言語上、通じないことがきっかけとなり、日本の法律も通じないので、犯罪に巻き込まれると、再び言語と法律の外に追い出される。

他方、同じく、国際化の波のなかで、外国語の語学力を持つ国民も、外国人も増えた。原則的に、法律上、司法通訳者の国籍に対する規定はない。司法通訳に従事したい者は、たとえ「外国語を第一言語」としても、「日常の社会生活において互いに日本語で意思疎通が図れる程度の会話能力を有し、常識程度の法律知識があれば足りる」（東京高判1996年7月16日『判例時報』1591号133頁）とされている。この言語力をそれほど重視しない見解は、90年代の司法通訳という労働市場の基準ともなっている。上記の事件との関連性も多少あるため、90年代以後から徐々に加熱されてきた司法通訳についての議論は、通訳者の語学力と通訳能力の判定の間で揺れ動きながらも、通訳者に全部の責任を帰することまでは至っていない。当時の様子は、現在へと続いている大学を主体とする実践研究において多くの詳細な報告がある[20]。また、言語力さえあればいいゆえ、民間の非営利組織団体として、1992年から2004年まで「日本司法通訳者協会」の活動も盛り上がっていた[21]。

しかし、国際社会では、このような基準の危うさも指摘されるようになった。法は自らの表現を持ち、法の言語学上の特集性があるため、殊に司法通訳の場合、通訳者の語学力だけではなく、通訳能力も問われているのである[22]。この問題意識を継承し、2009年に「法と言語学会」が成立した。法の言語上の特殊性ということで、司法通訳者には、語学力・通訳能力だけではなく、法学の知識も重要だという認識が少しずつ一般的になっていった[23]。「犯罪の現場」という捜査段階の視点からまとめた萬羽ゆりの「外国人犯罪捜査の手引き」（旧「近代警察社」[24]）の2009年の改訂版では、「司法通訳」の部分にかなりの増補が見られる。捜査段階での司法通訳の重要性がより高まっていることがうかがえる。2009年、非営利目的の民間団体として「日本司法通訳士連合会」が設立され、「司法通訳技能

検定試験」が実施されるようになった[25]。

だが、不思議なのは、後に開示された2012年のある大学研究報告では、「プロの司法通訳者」と「一般言語サポーター」のそれぞれの法的情報に対する意識対比に関して、言語がまだ法と結合できていない傾向が見られたことである。2012年の時点で考察の対象となる、言語サポーターは行政デスクなどで、ボランティアとして言語サポートを提供する人である。それに対して、プロの司法通訳者は、実際上通訳経験があり、裁判所の名簿に登載された人を指している。両者とも、大学法学部を含む法律専門家からの情報提供を求めていることが、その調査から見出された傾向のひとつである[26]。言い換えれば、司法通通訳に求めるより高い専門性は、法の基準にも達さなければならなくなった。

2－2.「技能実習」者として

司法通訳が言語力及び通訳能力を超えた専門職としての報酬の相場が定められていくことによる正当性を獲得するとき、必然的に単純労働ではなく、高度な技能を現場で実習することになる。ところが、「日本の司法通訳の公的資格認定制度はない。通訳者になりたい人は、裁判所や警察署、検察庁、弁護士会などに登録に行くが、面接を受ける際に通訳で使用する外国語の能力や海外経験について訪ねられる程度で、通訳能力自体を証明する必要はない」。「裁判所に登録している通訳者のための研修があるものの、開催回数は少なく、内容も限定的である。有効とはいえない、法廷通訳者が不正確な通訳を行っても、それをチェックするシステムもない。市場原理のもとで能力が十分でない人材は淘汰されていく会議通訳とは異なり、裁判所や警察署といった公的機関が積極的に質の管理に取り組む必要がある。」[27]

多くの研究は、上記の切迫感を生み出した理由を国民の法廷へと呼びかける2009年5月から実施した裁判員制度に求めた。司法通訳の第一段階への注目を、80年代後半から2000年代前半までの裁判員裁判が議論されるようになったとすれば、第二段階としての注目は、2009年裁判員制度の導入という司法制度の改革に深くかかわっていると見なすことができる。

「日弁連」は、2013年7月18日付けで「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」を取りまとめ、最高裁判所長官、法務大臣及び検事総長宛てに提出した。この意見書は、日本において、近年の国際化および裁判員制度の施行により、従来以上に法廷通訳の質の確保が必須のものとなっているにもかかわらず、通訳者の質の確保、資格、身分保障等について明文の規定がないため、資格・名簿制度、継続的研修制度、報酬制度等の立法化が必要であるとし、アメリカ合衆国、オーストラリア、韓国、EU加盟国の現状を参考として例示している[28]。一言で言えば、外国の制度を参考にしながら、日本でも司法通訳者という資格を設け、この身分だけで生計が立てられるようにすることである。専門職と見なすべき司法通訳者の権利を守ることと同じように、言語力と通訳能力の法的正当性そのものも強調されている。

この意見書は、これまで研究と現場で争われた司法通訳の正確さに制度化という指針を与えることになった。2013年前後に公表された論文と学会の発表テーマも身分を重要と見なしている[29]（あるいは、「爆買い」をする外国人が再び注目されているのかもしれない）。もちろん、身分を決定する資格をどうクリアするかは大きな課題である。前述した裁判員制度の実施に合わせて、2009年に成立した

日本司法通訳士連合会が実施している「司法通訳技能検定試験」はその前提を与えている。この試験が受験者に求めるのは語学と法学の両方の力である。いわば、身分制・資格制への実践的方法論が確立されたともいえよう[30]。

さらに、つい最近、「ジャカルタ事件」公判での誤訳が大規模（ミス200箇所以上）だったこと、日本赤軍が起こした事件そのものに対する注目が高かったことで、各メディアで同じ時期に司法通訳という身分の正当性を問うようになった[31]。2017年7月20日『朝日新聞』の社説は、「司法通訳―専門職として制度化」という問題を取り上げることになった。しかし、ひとつの日本人による事件で「千呼万喚始出来」[32]となった中心メディアの社説の理論と、来日外国人の増加に伴う司法通訳の必要性とはひとつのコインの裏表である。実際、1997年4月8日、『読売新聞』の社説の「国際化で重み増す司法通訳」と似た論理を貫いている。内の者が外へいくことと外の者が内へ来ることとの間に司法通訳者が立っている。

ただし、もし、単なる「誤訳」を避けるために純粋に司法通訳の正確さを追い求めるなら、現在のトレンドであるAI（人工知能・artificial intelligence）の導入は検討の余地があるのではないか。グーグルマップは外国人旅行者をスムーズに目的地へと運び、翻訳アプリはスマホ画面に日本語で行き先を表示し、京都四条河原町のバス停における外国人旅行者と日本人とのやり取りを円滑に進める。そういったテクノロジーの恩恵を既に多くの人が日常的に享受している。司法通訳により規範性のある正確さを必要としているのであれば、法廷は思い切ってAI等のテクノロジーに頼るべきかもしれない。けれども、通訳の正確さは技能研修と検定試験によって担保することはできるが、このような「機械的」（規範的）な正確さは、法が本当に望んでいることなのだろうか。また、筆者の今後の課題にもしたいこのAI問題も、いずれは現在理解されている法の規範性と対峙する問題となろう。

2−3. 再び「傍聴者」として

実際、90年代の国際社会ではすでに提起されたが、2013年に日本語に翻訳された研究のなかで、司法通訳者のいくつかの基本的な役割が議論されている。「中立的な導管または機械である」と考えられるのに対して、「異文化間の架け橋」としての通訳者、「盾としての通訳者」、「異文化間問題に関しての専門家・情報源」、「法廷におけるディスコースを統制する」といった役割がある[33]。これは、いうまでもなく、「英語は義務教育から勉強していること、また英会話ができれば通訳ができる、留学していたから通訳ができる、英検1級を持 っているから通訳ができる、TOEICが900点だから通訳ができる、という誤った認識」を一人歩きさせてはならない。「通訳者は単に言語を機械的に訳すだけではなく、言語が存在する文化も伝えていく必要性」[34]について、再度日本の司法通訳において確認すべきではないかと筆者は考える。

前述した『朝日新聞』の「社説」を追うかのように、2017年10月21日、『日本経済新聞』記事が報道した、2017年11月より「刑務所にTV電話通訳」という記事がある。これは、法がプロセス上の正確さを追求する方針の現れであるものの、「可視化」による正確さの本当の意味とは何か、という問いに答えていない。言語の指示する内実の開示ということなのか。民法上よく議論にのぼる「錯誤の取消」などといったことの可能性を残そうとしているのか。これまでの人類の法の発展の歴史のな

かでは、口頭の音声を文字化し（裁判員裁判もひとつのより多くの参加者を増やすことによる可視化として考えらえる）、録音し、また文字起こしをしてきた。法は、あらゆる可視化の可能性のために、努力を惜しまなかった。けれども、それらの可視化の結果を、ひとつの記録として、ひとつの判決に集約するという構造こそが、法による言語のもう一つ高い壁なのだ。

日本通訳翻訳学会関東支部の2017年5月27日の例会では、「通訳なしの環境の中での通訳の役割：マレーシア等の諸外国におけるバイリンガル（二言語）司法制度の例」の発表があった。司法制度上、一つの言語でしか発言できないという規定は司法通訳の問題を混乱させるかもしれない。しかし、だからと言って、バイリンガルの法廷であれば、誤訳や「不訳」などの問題が生じないのか。問題の核心は、あらゆる証言がひとつの証言として書き留められ、あらゆる審議のプロセスがひとつの判決に集約されることである。たとえバイリンガル法廷であっても、たとえ複数言語での証言が可能であっても、あの高い壁は聳えている。

もちろん、司法通訳者に必要とされるのは、法的専門性である。しかし、司法通訳者はおそらく、単に通じる外国語が使えることだけではなく、平和や理想といった言語が含有する繊細なニュアンスや社会背景まで理解し表現できることが求められるだろう。となると、司法通訳者は、どうやってこの法の内部に抱えているジレンマを乗り越えるのか。日本司法通訳士連合会の責任者によると、同会は、被疑者や被告人など事件関係者だけではなく、通訳者の人権をも守る趣旨から出発している。司法通訳というジャンルを、法廷や捜査機関の付属品にせず、ひとつの独立の主体として立てることである。つまり、日本における司法通訳者の人権を守ることで司法通訳者という独立の主体を確保し、その身分保障が重要である。しかしながら、この主体が、いざ改めて法廷に出かけると、何が言語の正確さなのかという疑問に直面する。

2017年春、筆者は、大阪地方裁判所で、要通訳とされる「北京語」のいくつか異なる刑事事件の公判を傍聴した。まさしく、「法廷通訳の一部に誤りがあるとしても、審理・判断に影響を及ぼさない」（東京高等裁判所1994年11月1日『判例時報』1546号139頁）というような事例ばかりだった。その中のふたつの事件の当事者の在留資格は、「技能実習生」ビザだった。その背後には、出稼ぎを余儀なくされる本国での彼らの経済事情があった。それぞれの「被疑者・被告人」は国籍上、もしくは言語上の文化を背負っているだけではない、個人という文化をも持っている。司法通訳者がセンシティブな状況に出会っている。これは司法通訳者の「感情労働」[35]や「コミュニケーションの主体」[36]としての問題に関わるが、必ずしもそれだけではない。機械的であってはならないゆえに、倫理観をも備えるべきという意味で解釈できるかもしれない[37]。

ところが、歴史問題（基本的には、過去に刑事訴訟となり得た問題）が、法廷で取り上げられたとき、通訳者は、どのような倫理をもつべきなのか。また、本稿の冒頭で取り上げた国賠公判の傍聴席にいた人々は、通訳者に倫理をも求めていたのか。それとも、国賠という、日本国籍を有する、かつ国語が通じる者たちにも倫理が問われているのだろうか。もう一度問おう。法廷の正しさはどうであるべきなのか。仮に、技能実習の研修を通じて、身分上資格上の司法通訳者になれても、いざ被疑者や被告人の物語を目の前にした瞬間、通訳者はあくまでひとつの独立した主体として、傍聴者としてしかいられない、かもしれない。

また、冒頭で提示した民事訴訟となっている国賠公判について、歴史学の視点で考えると、「強制連行」という国の政策や企業の責任のもとで、生身の外国人に対する日本人による暴行や殺人などの刑事事件としての要素も含まれている。このような文化というより歴史は、どう伝えるべきなのか。もし、通訳者が倫理に従い、歴史までも伝えようとするならば、本当の正しさは「わからない」として「沈黙」を選ぶべきなのか。司法通訳者は、資格認定までの言語力・通訳能力を習得したうえで、倫理にぶつかっていくと、傍聴者にしかならざるを得ないではないか。「再び」傍聴者になることとは、どういうことを意味するのだろうか。

3．朗読者[38]

3−1. 台本

裁判員法・入管法が施行された上記の日本の司法通訳研究の分水嶺にも差し掛かっていた 2009 年『愛を読むひと』という映画が公開された。その元となる小説『朗読者』は、ドイツの法学者ベルンハルト・シュリンクが 1995 年に上梓した。15 歳の少年・ミヒャエルと、彼とは親子ほど歳の離れた女性・ハンナとの恋愛を描いた作品である。後に、ハンナは、ナチス時代を生き、戦犯として裁かれる。精神科医の勝田有子は、その作品を文字から声への越境だと見ている。台本を読み上げ、文字に声を与える。そうして、文字から物語が蘇らせることになる。また、これは自由と贖罪との関係でもある[39]。宇根久実はより直接に、この作品を戦後ドイツの責任問題に対する反省と見なしている[40]。

しかし、この小説のポイントは、ハンナが文盲であり、言葉に対して無知であるという設定だ[41]。他方、「僕」という一人称で物語を展開させるミヒャエルは、学生で字を読むことはできるが、ハンナの生活や過去、さらに言えば、ハンナが生きた歴史について無知である[42]。最初この二人を繋いだのは性行為だったが[43]、その繋がりを持続させたのは、僕のハンナに対する回想とハンナの過去と真実を探ることである。僕は、言葉に対して無知であったのではなく、歴史に対して無知だったのである。文字は習うことができるが、歴史知識ではなく、歴史はどうやって習えるだろうか。「無知」(innocence)が「無罪」になるかどうかの問題が浮かび上がってくる。

ところが、僕が歴史を知るようになり、ハンナも言葉を習得した[44]のち、ハンナは自殺を遂げた[45]。ハンナは、歴史の一部になる死者の権利を履行したかったのかもしれない[46]。ハンナは、僕が彼女を愛し続けるのであれば、歴史に参加し続けることもできるようになるために、死を選んだのかもしれない。他方、僕は歴史と真実[47]を知るようになっても、誰も必要とせず、誰を邪魔することもない法史学を居場所として逃避を続けながら、結婚しても、いかなる女性関係を持っても、ハンナという歴史の居場所である過去へと引き戻されていく[48]。最終的に、法史学者となった僕は、ハンナとハンナを規定する歴史の参加者になっているにもかかわらず、最後まで「傍聴者」という姿勢を貫いた。「麻痺状態」から正常（もうひとつの麻痺状態）に移行しつつ、いわゆる、傍観者から参加者としての傍観者になって、別の声を聴こうとするために、かもしれない。朗読する行為という、ある意味では、文字から声へ通訳することと、小説を書くとい声から再び文字へと通訳する行為を、法学者がしようとしたときに、歴史の前で、通訳者の倫理（法学者としての自覚[49]）は完全に崩壊したかもしれない。

おそらく、法学者である以上、「司法手続きにおいて、言語は最も重要な要素である。法体系や文化

が異なり、さら に言語構造が異なる 2 言語間ではどの程度の［等価］をもって通訳や翻訳の正確性を規定するのかが重要な課題である」[50]ということを、誰よりも心得ているだろう。それでも、過去という異なる言語がどの言語と等価的であるかについての判断を下すことはできなかった。

3－2. 天秤

ここで一度 interpretation という言葉の語源を考えてみよう。間(inter)に入って(pret)値段を決めることで、転じて、二者間で仲介者として振る舞うことである[51]。しかし、どうやって振る舞うのか。振る舞い自身の基準となるものは何か。法学者の目論見はどこにあるのか。実は、法学者は、この小説を世に送り出した 1995 年より以前の 1988 年に、「法的、算術的に正確」な計算を行っていた。

「現在生存しているドイツ人のうち今日五七歳以上の人々だけが、一九四五年五月八日以前に有責行為を行った可能性をもっている。しかも、今日五七歳以上六二歳未満の人々は当時少年であり、今日六二歳以上六六歳未満の人々は年長少年であり、今日の年金受給者・恩給者がようやく成年者だったことになる。これは両国家のドイツ人の約一九パーセントであり、二〇〇〇年にはそれはさらに約一五パーセントに、二〇一〇年にはさらに約七パーセントになり、二〇二五年は、一九四五年五月八日以前に行われた行為に法的な意味で責任を負うことのできるドイツ人は、もはや一人も生きていないことになる。」[52]

計算しているうちに、2025 年はすぐにやってくる。ドイツの制度をよく参照する日本の法制度ではどのような計算をすればいいのかはさておき（時効の壁がある）、もう一度、小説に戻って、物語の情報のなかで計算を行おう。僕がハンナに出会ったときは、15 歳の少年だった[53]。つまり、少年は、14 歳以上 18 歳未満のため、責任能力と刑罰能力は個人の年齢の成熟に従う。僕がハンナと法廷で再会したときは、大学生になっており[54]、もちろん、様々な要素で、成人と同様に責任能力があり受刑能力があるけれども、少年と同じ扱いになる場合がある[55]。「個人の年齢の成熟に従う」とすれば、既に責任能力と刑罰能力を有している僕は、個人の年齢の成熟に達しているのか。それが、この小説のもうひとつのポイントである。

法は規定し責任を誰かに取らせるだけで、自らは責任を取らないように振る舞っている。また、法廷まで到達できたすべての言葉は基本的に過去の出来事を指す言葉である。これらの言葉たちは、法という天秤によって、未来との等価交換をひそかに期待している。しかし、法が求める証明が多ければ多いほど、過去の側の重さが増えるわけでもない。法の天秤は、過去と未来が如何に等価であるべきについて述べていない。過去と未来とのバランスはどこに求めればいいのか。法史学者となった僕は、ほぼ自分の半生の歳月を未来という半分に載せようと試みていたように思う[56]。その試みのなかで、現在から過去へと越境しながら、法の規定によって責任を負わなくてもいい主体から、責任を負える主体へと、法を規定していくのである。

しかし、もうひとつ問いがある。言葉の集積を判断するのは、果たして、法廷なのだろうか。そうだとしたら、なぜ法廷なのだろうか。物語としてのテキストは言語である。言語を規定するルールがある。ルールを規定するのは言語である。法学者が自ら小説を書くことと、法廷のドキュメンタリーや、ミステリーを書いたから文学者になったこととの間に、明確な境界線はない。越境は閉ざされた

概念からもうひとつの閉ざされた概念へ移行することを意味していない。閉ざされたものを開かれたものにする、もしくは、開かれたものを閉ざされたものにしてもかまわないのだ。物語としての可能性も、おそらく、物語のルールのもとでしか、実現されないだろう。異なる状態へと変えるプロセスの参加者になることが、越境の可能性にほかならない[57]。

3−3. 余白、あるいは、「議題にのぼる」内容

司法通訳を通じて、人文科学は何を考えられるのか。人文科学は社会科学とどうかかわればいいのか。また、どのように動員されればいいのか。「戦後世代」とか、文学に課された「新しい使命」といったような表現ではない[58]。本稿の冒頭で見た裁判官のアドリブという言葉が何かしらのヒントになる。司法通訳とそれを巡る問題系列が、提示している究極的な問題は、語学力と通訳能力の二つの能力に加える一つの倫理だけの問題ではない。訓練可能とされる言語力と、訓練不可能かもしれない倫理を、法律上規定されてきた「国語」ないし、「日本語」といった軛に進んで接点を持たせようとすることは、仲介者としての用心深さに欠けることである。繰り返される記念日を繰り広げる記念館の建設のなかで閉ざされる言語の正確さを追求することは簡単だ。歴史の余白、あるいは、ひとつの集約された証言録や判例集のなかに、余白として参加することによる過去との対決は困難だ。台本に書かれていない内容。すでに翻訳された陳述書には書かれていない通訳できない言語。基準から、法の規範性から、最初からはみ出している何か。さらに、法のルールの中にそもそも設定されなかった何か。そういったものは、ルールがないゆえ、裁きにくく、判断しにくい。だからこそ、それらは、解釈・通訳されるのではなく、「議題にのぼる」必要がある。

ベンヤミンの一部の作品をどう訳すべきかについて、多くの論争があった。それは、彼の一部の作品は、彼の死後に初めて発見されたからである。作者という権威は、ある意味計算された偶然のなかで、必然的に消された。また、彼が既に発表した作品を自分自身で解釈し直していることや、作品の形式が定まっていないことも、翻訳に関して論争を呼ぶ理由のひとつである。「歴史哲学テーゼ」もそのような作品のひとつとして考えられる。その作品の最新の訳者となった鹿島徹によれば、「歴史哲学テーゼ」のなかで、とりわけ第Ⅲテーゼをどのように配置すべきか、ベンヤミンは明らかに悩んでいたようだ[59]。しかし、どういうわけか、日本語（中国語も）の訳者らの悩みは、テキスト自体がバイリンガルの特徴を持っていても、そのバイリンガルの意味を説明するより、もっぱらテキストに認められるありとあらゆる言語の対応を求めているように思う。幸か不幸か、ベンヤミンのテキストは、「引用」とも言わずに、そのままフランス語によって、自分の「表現」のルールだけに即して、書かれているものが多い。本稿の問題意識とも重なるベンヤミンの第Ⅲテーゼにも、citation à l'ordre du jour（議題にのぼる）というフランス語の慣用語のままの「腫れ物」がある。

第Ⅲテーゼのフランス語訳では、そのフランス語の部分を訳す必要がない。著者の母語であるドイツ語向けのテキストでは、本人が敢えてフランス語で書き分けたのだから、ドイツ語に訳す必要性はなさそうだ。英語という第三の言語による訳でも、フランス語のままにした。多分、「法言語学」の誕生地だったイギリスや、やたらに裁判好きと思われるアメリカなどの英語文化圏なら、この単語はそれほど訳す必要のものではないのだろう。けれども、漢字文化圏では、「国語でない文字又は符号」に

は「要通訳性」があり、翻訳者は、苦しみながらも訳さなければならない。

鹿島徹よりも少し早い時期に、平子友長もこの腫れ物を意識しながら、第Ⅲテーゼを以下のように再訳した。「さまざまな出来事を、重大なものと些末なものとに区別しないですべてを物語る年代記記録者は、そのこと〔出来事の軽重を区別しないこと〕によって、かつて出来事として生起した物事のうちで歴史にとって失われたものと諦めてよいものは何一つ存在しないのだという真理を尊重している。自分の過去を完全な形で手にすることができるのは、もちろん救済された人類 die erlöste Menschheit が初めてである。これは次のことを意味する。すなわち（1）人類は救済されて初めて、自分の過去を、そのどの瞬間においても、引用・召喚・顕彰できる zitierbar ようになる。（2）人類の生きた瞬間のいずれの瞬間もが，日日命令によって顕彰される eine citation à l’ ordre du jour ようになる－この日日命令が発せられる日こそまさしく終末の日なのである。」[63]

従来、「過去が〔引用〕される」と訳されてきたが、平子友長の訳では過去が「顕彰」（検証ではない）されることになる。確かに、「引用」も、「顕彰」も、どちらの訳も、証言の「有用性」という正しい理想的な文脈に合わせようとしている。しかし、ベンヤミンがほかでもなく、「議題にのぼる」というドイツ語にないフランス語の表現をわざと残したのではないかと筆者は考える。彼のこの「表現」は裁判がひとつの基準内の言語に対する判断ができるが、その基準外の言語に対する判断はできないことを表現している。また、通訳者は、基準外の言語がいかに議題にのぼらせることを可能にしていく者であるゆえ、必要である。

「大阪・花岡中国人強制連行」訴訟は、2018年7月13日に結審し、2019年1月29日に判決が出る予定である。この訴訟にとっての「最後の審判の日」が直にやってくる。この裁判における法学的な根拠ないし原理についての議論は、今後もし可能であれば稿を改めたい。本稿で言えるのは、国賠の法廷に立つ原告や被告、さらに、傍聴者の皆が互いにとって互いの言語の外にいることである。しかし、皆はどれかの法律の言語の内にいる人々でもある。議論を最も困難にしたのは、人々は国民とは何かを規定する法律などの文言の内にもいる点だ。

誰でも時代という断面図の内にいながら、歴史という言語の外にいる。越境者＝通訳者＝朗読者（参加者）になる構成要件は、機械的に正しくなるのではなく、集約された正しさにどうコミットするかという調整能力に基づいて判断される。これが法の力でもある。だが、法は、依然として、言語をその武器としている。また、言語は、法的な規範性がなければ、存在価値を失う。それでも、法を守るのではなく、言語を守る通訳者が守るべき正しい法ないし、通訳者を守る正しい法は、どういったものなのか、といったことが言語によって、問われている。

【注】

[1] Benjamin, Walter, Über den Begriff der Geschichte. Ⅲ.In: Benjamin, Walter, Gesammelte Schriften, Bd.I-2, Suhrkamp, Frankfurt am Main 1991. s.694

[2] 野村修監訳「歴史の概念について」『ボードレール』、岩波文庫、1994年、329頁、浅井健二郎編訳「歴史の概念について」『ベンヤミン・コレクション1』、ちくま学芸文庫、1995年、647頁、平子友長「ベンヤミン「歴史の概念について」 最初の六テーゼの翻訳について」立命館国際研究18-1, June 2005年、9－14頁、鹿島徹『[新訳・評注] ヴァルター・ベンヤミン著・歴史の概念について』未来社、47頁などを参照した。

[3] Illuminations “these on the Philosophy of History”, Walter Benjamin. Edited and with an introduction by Hannah Arendt, translated by Harry Zorn, Pimlico, 1999.p246

[4] 本稿で扱う「越境」という概念は、杉原達から大きな示唆を受けている。中国人強制連行の問題とベンヤミンとの関連は『中国人強制連行』岩波新書、2002年、労働問題と越境との関連づけは、杉原達『越境する民』、新幹社、1998年を参照した。なお、「中国人強制連行」に関する資料は、田中宏ほか編『中国人強制連行資料―「外務省報告書」全五分冊ほか』、現代書館、1995年、『中国人強制連行』岩波新書、2002年などを参照した。しかし、本稿は、言語と法との関係における、現実上というより言語上の越境に重心をおいている。また「者」は、「物」と音声的に重なっていて、「資料」の意味を重ねて使っているので、章立て上の表記は「者」で統一する。

[5] 基本的に、広義には民事事件にかかわる通訳も司法通訳と言えるが、現在議論され研究されている分野は主として刑事手続きの各段階での通訳である。刑事手続きの各段階において、司法通訳が必要とされる状況は、法律家の事務所（書類の翻訳、依頼人との接見など）、警察署（捜査段階など）、法廷（尋問、証人尋問など）が含まれる。そのなかでも最も文献が多いのは法廷通訳である。それは、法廷の傍聴可能としての公開性とも関係するのではないかと思う。本稿も、主に「法廷」に考察の重心を置いているが、先行研究などで言及された「翻訳」にも配慮している。もちろん、この言葉の本来の意味での、口頭の言語変換をさすことという含意も重視している。

[6] 実際の法廷では、「通訳人」と呼ばれている。本稿では、該当する用語、及び、注5で述べた「人」から「者」への「物的な拡大」をも踏まえて、以下は「通訳者」で統一する。

[7] 法廷だけではない、捜査機関、医療現場、学術調査などといった専門性の高い現場をも考える対象とする。

[8] アメリカの刑事訴訟法の法律用語の翻訳語である。天然果実－自然界からの産出物すべてが当てはまる。法定果実－自然の物ではなく、使用の対価として受取る地代や家賃、利息のことをいう。毒樹果実（fruit of the poisonous tree）－拷問などの違法な方法で得られた二次的な証拠を指す。

[9] 英語で「法言語学」を表すこの名称の文献上の登場は、Jan Avartvik の 1968 年の The Evans Statements: A case for Forensic Linguistics.が最初だと言われている。橋内武・堀田俊吾編著『法と言語』、くろしお出版、2012年4月、ジョン・ギボンズ『法言語学入門』、中根育子監訳、鶴田知佳子ほか訳、東京外国語大学出版会、2013年4月、堀田秀吾「コーパスと法言語学」赤野一郎, 堀正広編『コーパスと多様な関連領域』ひつじ書房、 2017年、103－125頁、などを参照した。

[10] 小田格「司法通訳と言語の選択に関する一考察―漢語方言に関する判例等を素材として―」『人文研紀要 』(79) 中央大学人文科学研究所 2014年、106頁。

[11] 小田、68頁。

[12] 『法と言語』、51頁。

[13] 『法と言語』、51-52頁。

[14] 14条3項（a）その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質および理由を告げられること。（f）裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合は、無料で通訳の援助をうけること。

[15] 小田、93頁。

[16] 小田、95-96頁。

[17] 2012年（平成24）7月9日、外国人登録法（旧入管法）は廃止された。

[18] http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html（法務書『平成２９年版犯罪白書のあらまし』）
http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00093.html（2018年4月20日）

[19] 『法と言語』、71頁。

[20] 現在大阪大学外国語学部を指す。西松鈴美「司法通訳翻訳人訓練の方法論―大阪外国語大学大学院での実践」

『通訳研究 (3)』日本通訳学会、2003年、103－121頁。また、静岡県立大学法廷通訳研究会は、2012年と2017年それぞれ「法廷通訳の仕事に関する調査報告書」を書かれている。日本通訳学会も司法通訳に関する研究が多くある。

[21] 『法と言語』、78頁。

[22] 『法と言語』、68－69頁。

[23] http://jall.jpn.org/（2018年4月20日）

[24] 平成26年1月1日より、「有限会社近代警察社」から、「株式会社実務法規」と社名変更した。http://net-kindai.com/index.html
（2018年6月20日）

[25] 連合会の責任者については、『毎日新聞』2011年8月9日、「ひと：天海浪漫さん　司法通訳技能検定試験を創設」を参照した。

[26] 水野真木子「日本における法情報に関する司法通訳者の意識について：一般語学サポーターと比較して」『金城学院大学論集・社会科学編 9(1)』、金城学院大学、2012年、82-91頁。

[27] 『法と言語』、77–78頁。

[28] 2018年4月3日、筆者による日弁連の電話インタビューでは、その意見書に対する回答がまだ得られていないと言う。現在も、その趣旨を変えていないという回答であった。

[29] 阿部津々子「ドイツ連邦共和国における司法通訳者・翻訳人認定制度について」『「文化」の解読(15)言語文化共同研究プロジェクト』大阪大学、2014年、11-20頁。

[30] 連合会の責任者によれば、裁判所と捜査機関は、いまだに自主登録者の名簿しか使わないという。自主登録者は、必ず技能試験に合格できるような語学力と法学知識を持っているのではない（2018年3月28日、筆者による電話インタビュー）。

[31] 2016年10月23日、『日本経済新聞』は、「在日外国人守る通訳者」を題した記事を載せた。2016年10月30日、『中日新聞』は特集を組み、ジャカルタ事件のインドネシア語の通訳鑑定についての記事を載せた。2016年11月15日『産経新聞』「法廷通訳・力量に差」、2016年11月29日、『読売新聞』「法廷通訳者・誤訳は冤罪の危険性をはらむ」などは、同じ事件につて、それぞれの記事を載せた。2017年1月20日、『中日新聞』は、再度、「法廷通訳・誤訳で判断はできぬ」という社説を載せた。

[32] 唐・白居易『琵琶行』。

[33] 『法言語学入門』316－317頁。

[34] 吉田理加ほか、「活動報告・コミュニティ通訳分科会ミニシンポジウム:司法通訳・翻訳の正確性について」『通訳研究 (7)』日本通訳学会、2007年、311頁。

[35] 佐藤麻衣「司法通訳者の感情労働に関する一考察―長尾ひろみ氏の職業倫理に照らして」『川崎医療福祉学会誌 Vol.23No.1』2013年、129－136頁。

[36] 吉田理加「法廷相互行為を通訳する―法廷通訳者の役割再考」『通訳研究 (7)』日本通訳学会、2007年、19-38頁。

[37] 橋内、70頁。

[38] 注5、及び注6で述べた意味を踏まえ、小説のタイトルと重なる表現を使っている。

[39] 紀伊国屋書評空間、2009年2月11日「物語は声から始まる。ところが、やがて文字を読めるようになると、物語は声を失くして文字となる。書き文字を理解することとは、声に頼らなくても言葉を再生できることであり、文字を所有することである。」
http://booklog.kinokuniya.co.jp/
http://booklog.kinokuniya.co.jp/katsuta/archives/2009/02/post_19.html（2018年4月20）

[40] 宇根久実「文学は若者たちに何を伝えるのか?：小説『朗読者』Der Vorleser(1995)に見るドイツ戦後世代の葛藤」『欧米文化研究 (7)』、2000年、59-74頁。

[41] ベルンハルト・シュリンク『朗読者』松永美穂訳、新潮文庫、2003年、52、68、150、152頁。

[42] 『朗読者』47-48頁。

[43] 『朗読者』29–30頁。

[44] 『朗読者』211頁。

[45] 『朗読者』222頁。

[46] 『朗読者』224頁、229頁。

[47] 『朗読者』152頁。

[48] 『朗読者』205–206頁。

[49] 『朗読者』155、194頁。
[50] 吉田理加ほか、「活動報告・コミュニティ通訳分科会ミニシンポジウム:司法通訳・翻訳の正確性について」『通訳研究 (7)』日本通訳学会、2007年、309頁。
[51] ジーニアス英和大辞典・デジタル
[52] ベルンハルト・シュリンク『過去の責任と現在の法』岩淵達治ほか訳、岩波書店、2005年、2頁。
[53] 『朗読者』7頁。
[54] 『朗読者』106頁。
[55] 『過去の責任と現在の法』、1頁
[56] 『朗読者』216頁「刑務所10年」、245頁、「ハンナの死後10年」。
[57] 『朗読者』246頁「自由になるため」。
[58] 宇根久実、70頁。
[59] 『朗読者』103頁、97－103頁。
[60] 平子、9頁。

The law of History

A Study of the current situation of Japanese legal interpretation

Shen, Tiantian

This paper is a consideration focusing on the fundamental relationship between linguistics and the judicial system while conducting a review of the history of judicial interpretation (research) in Japan. Comparisons are made between prior research data (texts of legal precedents and accompanying narratives) and current social movements.

In negotiating how to address this question, the dual disciplines of social and human sciences were necessarily combined within the methodological approach. Through this work, I will try to release judicial interpreters from the existing framework such as linguistics, judicial system or legal linguistics, not just to recapture and interpret it again.

It is indeed a truism that the nature of law utilizes language as its principle weapon – or mode of discourse. Through the prism of this relationship between law and language it is important how judicial interpreters can behave as an independent entity called a balance to balance the power of both. The law that the interpreter is trying to question in this paper, and the law which protects interpreters can be understood as "ethics". At the same time, "ethics" leads to the problem of "posture" of interpreters.

It must be stressed that this paper is not an attempt to present any solutions – either concrete or hypothetical. Instead, it endeavors to answer the question posed by Walter Benjamin – that is, “these on the Philosophy of History(the thesis III) ” it is a practical (re)consideration of the laws (concepts / laws) of history.

The question in this paper departs from the wish that "the court should not be a closed world". I hope that the court is not the terminal station of the language, but is the starting station.